

教育委員会定例会

日 時：平成30年6月27日（水）午前9時27分～午前11時05分
場 所：教育センター2階 204会議室

出席者：教育長 高橋正 教育委員 早藤義則、小松泰子、貴田太史、西山清和

事務局及び説明者 菅沼学校教育課長、富田教育指導担当課長、富士川社会教育課長
大滝図書館長、池谷美術館長、鈴木学校教育課副課長

議事録署名委員 貴田委員、西山委員

高橋教育長 皆さん、おはようございます。お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。傍聴の申し出がありました。佐藤様、善本様です。ただいまの出席者数は5名でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより、平成30年湯河原町教育委員会6月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、貴田委員、西山委員の2名を指名いたします。

それでは、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。案件（1）議決事項 議案第11号 平成30年度要保護・準要保護児童等児童生徒の認定について、本件につきましては、個人情報を含む案件でございます。そして、（2）協議事項 協議第6号 湯河原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、この案件につきましては、今後町部局での協議が必要ということで、まだ未成熟の段階でございます。以上、2件について非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、この2件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

（1）平成30年5月教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。平成30年5月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課副課長 5月定例会議事録をお願いいたします。

※ 修正箇所を説明

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、平成30年5月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、平成30年5月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

（1）議決事項

議案第9号 湯河原町立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について

高橋教育長 次に、案件に入らせていただきます。（1）議決事項 議案第9号 湯河原町立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課副課長 議案第9号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第9号 湯河原町立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について説明）

・月曜日から金曜日までの5日間実施にするため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はござ

いませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第9号についてお諮りいたします。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第10号 教育委員会事務点検・評価委員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第10号 教育委員会事務点検・評価委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 議案第10号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第10号 教育委員会事務点検・評価委員の委嘱について説明)

・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等を行うため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第10号についてお諮りいたします。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第12号 湯河原町立学校に係る部活動の方針について

高橋教育長 次に、議案第12号 湯河原町立学校に係る部活動の方針について、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

富田教育指導担当課長 議案第12号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第12号 湯河原町立学校に係る部活動の方針について説明)

・運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインに則り、部活動の方針を策定し、部活動の適切な運営のためを図るため

高橋教育長 ガイドラインと違ったところというのは、特に湯河原町としてはどうですか。

富田教育指導担当課長 国のガイドラインですとか、県の指針を受けて、概ねそれと同じような形でやっておりますが、最後に、部活動の意義というものを加えさせていただいております。

高橋教育長 年間52週もそうでしょうか。それは県にあわせたんですね。国のガイドラインにはないですね。

富田教育指導担当課長 国のガイドラインには、そこまではありません。52週というのは県にあわせています。

高橋教育長 しかも、「半日×2日間も可」という、これは独自の方針です。これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

貴田委員 1点質問があります。スポーツ庁のガイドラインと県の方針なんですけども、これは私立高校なども含まれているものなんですか。

富田教育指導担当課長 スポーツ庁は、私立も含めて基準を出しています。県の指針も、私立も含めて、そういうふうにはなっております。ただ、最終的に、私立がこれを踏まえてどういう方針をつくるか、また別の形になります。

高橋教育長 文化部の活動もこれに準ずるといっているんですが、先日、国から来たものを見ますと、文化部については、文化庁が今年度中にガイドラインを策定することですので、その結果によっては、また対応が必要になってくるかも知れません。

貴田委員 湯河原町としても、このガイドラインを、方針を策定はするんですけども、その強制力というか拘束力というものは、現場にお任せするような感じになるのでしょうか。

高橋教育長 学校の対応はどうか。

富田教育指導担当課長 まず、これを受けて、学校でも方針を策定することになります。平日1

日、土・日1日の休みを基本として方針をつくっていただいて、それに従って、活動日程表をつくって取り組むこととなりますので、たとえば、それを破ったからどうというよりは、この方針に沿って、活動日程表をつくることとなります。そのことについては、先ほどもお話がありました、県西地区も含めて相談させていただいて、どこの学校でも同じような形で進めることができるように、教育していくものです。

貴田委員 これは質問ではないんですが、私立高校はガイドラインにちゃんと従うかという、これは運動部に関してなんですが、いわゆる強豪校と言われているところは、たぶんあまり従わないだろうと、きちんと週1回休みをとるかという、現実的にはとらないんじゃないかと思います。そうすると、私立高校、あるいは私立と対等にやるような方針を持っている公立高校は、私立と同じような方針になっていくのかなと思います。そうすると、高校間でも部活動の方針にギャップができるというか、ちゃんと週1回休みをとる高校と、そうでない高校という二極化ができるのかなと心配しています。

では、それに伴って、中学校がどうなっていくかという、中学校は仮にすべて週1回休みにしたとしたら、やはり私立高校やその私立高校に追随してくる公立高校に対して、さらにギャップができていく。そうすると、どうなるかという、ある意味クラブチームに行く生徒が絶対増えてくると思います。運動部に限った話ですが、クラブチームの生徒とのギャップというの、ますます広がってくると思います。

先月の意見交換会でも言わせていただいたんですが、そこに対する懸念が、1ページにあるように、「学校教育の一環として」といったところが、クラブチーム任せになってしまう。すべてがちゃんとやっていないとは言いませんが、学校教育の一環としてちゃんと指導していただけているのかと。そういうところが心配になっています。つまり、二極化になってしまうのではないかと思います。

ここに書いてありますように、多様化というのは賛成ですが、厳しくやるかとか、そういうところの多様化もあっていいんじゃないかと思います。

富田教育指導担当課長 湯河原中学校については、今年度から、原則として月曜日を部活動なしの日として動いていて、特に大きな混乱もなく進んでいると聞いております。

また、土・日の活動等について、特に運動部についてですが、科学的な部分・スポーツ障害的な部分から、やみくもに長時間活動したりとか、2日間まるまる活動したりとかというのは、いわゆる我々が昔行っていたようなイメージとは、だいぶ変わってきているのかなと思います。それは高校の部活動においても、また、強豪校と言われる私立学校の活動を見ても、だいぶイメージとしては様変わりしているところはあるのかなと思います。適切な休養日、適切な時間の活動、適切な強度の活動というふうに、だいぶ変わってきているかなと感じております。

それから、クラブ活動などは、逆に言うと科学的な部分というのは、最近、より進んで取り入れているところが多いのかなと聞くところです。

逆に、クラブの活動の方が、制約が厳しい部分がありますので、競技の特性にもよるところあると思いますが、1時間半とか2時間の短い時間の中で、より効率的に運営していくというのを、よく耳にするところです。

湯河原中学校だけに限らず、この地区の各中学校でも、湯河原中学校は月曜日ですが、水曜日を部活の休みの日にしようとか、すべてではないですが、そういうことがだいぶ進んできております。そのような学校は数多くあります。そんなことから、このことについて、何か大きな問題が発生するということはないのではないかと考えております。

高橋教育長 この活動方針は、小・中学校に対するもので、先ほどおっしゃったクラブチームにこれを当てはめているものではないです。学校教育の一環としての部活動です。県立については、ここにありますが、県の方針が出ておりますが、それを受けて、各学校で同じように活動方針をつくっていくという形になっております。

今回は国・県もいろいろな部分で、働き方改革なども含めてやっていかなきゃいけない部分だということで、今回こういう話になっております。

他に質疑等はございますか。

西山委員 私は、非常にいい方針ができたのかなと思っております。昨今、いまでもそうだと思います。

ますが、大学のアメフトの報道がなされておりますが、一部の中には勝利至上主義というか、それに乗った形で、人間の心まで歪んでしまったという部分があったのかも知れません。ですから、中学校の生徒には、体も大事ですけども、活動を通して、心も育てていただきたいという部分もありますので、やはり限られた時間の中でやるときはやる、こういう日はやらないというような、メリハリを付けた形も必要だと思っております。ぜひ、この指針に沿った形でやっていていただきたいと思っております。

それで、2ページの文中に「体力を向上したい」とありますが、「体力を向上させたい」ではないかなと思っております。動詞の活用によるものですが、願望的なものは違うと思えます。他の部分は「技能を高めたい」「仲の良い友達をつくりたい」でいいと思えますが、「体力を向上したい」のところは、本人の取り組みの意思を考えると、「させたい」の表記の方がいいと思えます。ここは検討していただきたいと思えます。

高橋教育長 いかがですか。

富田教育指導担当課長 そのようにいたします。

高橋教育長 ありがとうございます。今回、この資料には出てないんですが、スポーツ医科学の観点から、ジュニア期の運動の時間というのが公表されていまして、オーバートレーニングだとかそういった障害が、ある程度一定時間を超えてしまうと発生するというのも、子どもたちの健康を守るためにも必要なんじゃないかと思っております。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第12号についてお諮りいたします。本案について決することに、ご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第13号 湯河原町立学校の施設開放に関する規則の一部改正について

高橋教育長 次に、議案第13号 湯河原町立学校の施設開放に関する規則の一部改正について、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

富士川社会教育課長 議案第13号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第13号 湯河原町立学校の施設開放に関する規則の一部改正について 説明)

・法人名称を改め、学校施設内を禁煙とし、学校開放日を改めるため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第13号についてお諮りいたします。本案について決することに、ご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成30年度湯河原中学校学校評議員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第14号 平成30年度湯河原中学校学校評議員の委嘱について、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課副課長 議案第14号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第14号 平成30年度湯河原中学校学校評議員の委嘱について 説明)

・任期 平成30年6月29日から平成31年3月31日まで

高橋教育長 新しい方はいらっしゃいますか。

鈴木学校教育課副課長 新しい方はいらっしゃいませんが、小石川真理子氏は昨年度からで2年目となります。

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

早藤委員 まず表記の仕方なんですが、備考のところに、「再任」「新」の記載がほしいです。

あとは年齢がないので、おいくつぐらいの方かわかりません。先ほどの評価委員のところは全部年齢が入っておりますので。それから、佐々木さんと小野さんは、お二人ともPTAの会長だったと思います。

高橋教育長 年齢はわかりますか。

鈴木学校教育課副課長 いまわかりませんので、のちほどご報告させていただきます。

高橋教育長 今後は気を付けてください。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第14号についてお諮りいたします。本案について決することに、ご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成30年度吉浜小学校学校評議員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第15号 平成30年度吉浜小学校学校評議員の委嘱について、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課副課長 議案第15号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第15号 平成30年度吉浜小学校学校評議員の委嘱について説明)

・任期 平成30年7月6日から平成31年3月31日まで

高橋教育長 新任とか再任はどうですか。

鈴木学校教育課副課長 新しい方は、上野裕道氏でございます。

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第15号についてお諮りいたします。本案について決することに、ご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成30年度湯河原小学校学校評議員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第16号 平成30年度湯河原小学校学校評議員の委嘱について、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課副課長 議案第16号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第16号 平成30年度湯河原小学校学校評議員の委嘱について説明)

・任期 平成30年7月7日から平成31年3月31日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

小松委員 温泉場区長さんが入っていないのは、何か理由がありますか。

高橋教育長 温泉場区と奥湯河原区ですね。

鈴木学校教育課副課長 いまお答えできなくて申し訳ありません。確認をさせていただき、ご報告させていただきます。

高橋教育長 ご指摘のとおりですね。いままでもこうだったんですか。

早藤委員 他の学校を見ても、みんなそうです。湯中はもちろんそうですけど、吉浜もそうですから、ちょっとこれは、前回に東台福浦小学校のときに聞いたときも、そのままになっていました。

小松委員 せっかくなら全部。

早藤委員 どうだろう。区長会から推薦があればいいですけど。

高橋教育長 これは区長会からの推薦なんですか。それも確認してください。学校から上がったものでしょう。

鈴木学校教育課副課長 憶測ではお話できないんですが、中学校の方に鎌田区長さんが入られて

いるので、そういうこともあるのかなと思います。いずれにしても、確認していないのでお答えできません。申し訳ありません。

小松委員 湯河原小学校と吉浜小学校は、現在のPTA会長が入っているんですが、湯河原中学校に関しては、現在のPTA会長は入っていないです。それには何か理由がありますか。

鈴木学校教育課副課長 それについても確認しておきます。

高橋教育長 校長会などにも話してみたらどうですか。東台福浦小学校の件も。

他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第16号についてお諮りいたします。本案について決することに、ご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第7号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

高橋教育長 次に、(2)協議事項に入らせていただきます。協議第7号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課副課長 協議第7号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第7号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 説明)

- ・「家族のきずなエッセイ集」小学生から「家族のきずな」の作文を募集し、作品集を作成

高橋教育長 説明が終わりました。小田原でもやっているそうです。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、協議第7号についてお諮りいたします。原案のとおり後援承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 協議第7号については、承認することに決定いたしました。

協議第8号 2018竹灯りイベントについて

高橋教育長 次に、協議第8号 2018竹灯りイベントについて、事務局から説明をお願いいたします。

池谷美術館長 協議第8号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第8号 2018竹灯りイベントについて 説明)

- ・美術館の庭園が整備されたので、庭園でイベントを開催したいというもの

高橋教育長 湯河原町の後援はもらっていますか。

池谷美術館長 まだです。まとめて、温泉旅館協同組合から出されると思います。

高橋教育長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

早藤委員 企画としてはよくわかるんですが、せっかくカフェができて、何かカフェが死んでしまうような事業にならないように、飲食コーナーについては、特にきちんとしたものを出していただいた方がいいと思います。

高橋教育長 当然、カフェの方も営業していただきます。美術館はやらないんですか。

池谷美術館長 せっかくですので、お客様がいらっしゃれば、開館したいと思います。検討したいと思います。

高橋教育長 結構雰囲気がいいので、お客様は来られますよね。ちょっと今度は上になりましたので、でも、変わったから見てみようという方もいらっしゃるかも知れません。あとは天気ですね。他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、協議第8号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 協議第8号については、承認されました。

(3) 協議事項

① 平成30年度図書館夏季事業について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。① 平成30年度図書館夏季事業について、事務局から報告をお願いします。

大滝図書館長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、平成30年度図書館夏季事業について 報告)

・夏休みおはなし会、としょかんたんけん隊 等

大滝図書館長 なお、前回の定例会の際、私立幼稚園の団体貸出はどうかというお話がありました。団体貸出については、昭和56年から、幼稚園・保育園を対象に行っており、私立幼稚園も入っていましたが、湯河原幼稚園は廃園、宮上幼稚園は幼稚園からの申し出によって、本を置く場所がないということで、中止になったということでございます。あわせてご報告させていただきます。

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

早藤委員 夏休みおはなし会の会場なんですけど、1階児童コーナーというところはわかるんですが、わらべ歌もやるということで、そのまわりの人には迷惑にはならないでしょうか。

大滝図書館長 正面玄関を入って、左奥が児童コーナーでカーペットが敷かれています。子どもさん相手ですので、確かに歌等を歌いますと、一般の利用者の方も同じエリアにはいらっしやるわけですが、ご協力をいただくということと、そんなに大きい声ではないということで、こちらの児童コーナーでやらせていただきます。当日は、他の利用者の方にも周知を図り、ご協力いただきたいと思います。

高橋教育長 配慮もよろしく願いいたします。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

② 平成30年度美術館夏季事業について

高橋教育長 次に、② 平成30年度美術館夏季事業について、事務局から報告をお願いします。

池谷美術館長 資料2をお願いいたします。

(資料に基づいて、平成30年度美術館夏季事業について 報告)

・7月21日(土)～8月31日(金)

・講座 こどもワークショップ、夏の思い出づくりコーナー 等

高橋教育長 平松先生がいらっしゃるときの企画はないんですか。

池谷美術館長 子ども向けには、いまのところ調整しておりません。

高橋教育長 せっかくの機会なので。

池谷美術館長 夏休みは、軽井沢で制作活動をされるということで、来られないということです。

高橋教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

西山委員 この内容で、各校にチラシが行くんですか。

池谷美術館長 そうです。

西山委員 「こどものための鑑賞教室～美術館たんけん」は、記載のとおり、7月24日(火)の1日だけですね。

池谷美術館長 そうです。

西山委員 そうしましたら、「各日20人」ではなく、「各回20人」だと思います。

池谷美術館長 そうですね。訂正いたします。

高橋教育長 ありがとうございます。他にございますか。

小松委員 昨年、中学生が夏休みに美術館に見学に行くという宿題がなくなっていたので、それをぜひ、なかなか強制されないと行かないので、たまには美術に触れるということで、中学校の反応はどうですか。

池谷美術館長 中学校の先生ともお話をさせていただき、ぜひお願いしたいと要望はお伝えしております。

高橋教育長 再度言っておいた方がいいと思います。

池谷美術館長 新しい先生になって、1年目で様子を見たかったということはおっしゃっていました。

高橋教育長 他にございますか。

早藤委員 わくわくクイズラリーですが、賞品はあるんですか。ないと、なかなか難しいと思います。

池谷美術館長 毎年、小さなものですが、参加賞をお配りしております。去年は、小さい付箋をお配りしました。

高橋教育長 美術館の中にあるんですか。

池谷美術館長 去年のものについては関係ないんですけど、美術館のロゴマークを入れたりしました。いままでは、バッジを作ったりもしていました。

高橋教育長 その辺も考えてみてください。

早藤委員 「また美術館に来たい」というか、美術館のオリジナルグッズという感じのものがあると、愛着が持てると思いますので、できればそういうものも考えてください。

高橋教育長 コミュニティサービスのショップの営業にもなりますので。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

③ 平成30年度社会教育課夏季事業について

高橋教育長 次に、③ 平成30年度社会教育課夏季事業について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、平成30年度社会教育課夏季事業について 報告)

・海のプランクトン観察会、湯河原町子連夏季キャンプ 等

高橋教育長 これはみんな有料ですか。

富士川社会教育課長 夏季プール開放事業については無料です。

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

④ 第29回少年少女砂の芸術について

高橋教育長 次に、④ 第29回少年少女砂の芸術について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、第29回少年少女砂の芸術について 報告)

・日時 平成30年7月14日(土) 予備日なし

・湯河原海岸にて15人以下のチーム編成で行う

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

貴田委員 申し込み方法のところで、「町外の子ども会は」と書かれていますが、今年は町外の子ども会が参加される予定はありますか。

富士川社会教育課長 まだ、子ども会には話は伺っていません。

高橋教育長 一昨年くらいから、山北や真鶴の子ども会も会自体がなくなってしまった状況です。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

⑤ 三原市・湯河原町親善都市交流推進事業について

高橋教育長 次に、⑤ 三原市・湯河原町親善都市交流推進事業について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料5をお願いします。

(資料に基づいて、三原市・湯河原町親善都市交流推進事業について 報告)

・今年三原市の子どもが来町

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑥ ポートステイブンス市中学生派遣事業について

高橋教育長 次に、⑥ ポートスティーブンス市中学生派遣事業について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料6をお願いします。

(資料に基づいて、ポートスティーブンス市中学生派遣事業について 報告)

・派遣生徒6名、随行者1名 8月6日(月)～8月17日(金)

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

早藤委員 随行者の先生なんですが、ポートスティーブンス市に行く動機欄に、先生の書き方として、「昨年行って、すてきな自然に恵まれたきれいなところだったので、今年も行きたい」とありました。それは書き方としてまずいです。1人の人が2回も3回も行きたいということ認めてしまったと受け取られかねないので、そういう理由を書いている先生ではなく、できれば違う新しい先生なり、他の方をとということを考えていただきたいと思います。

富士川社会教育課長 こちらが中学校に先生の随行者をお願いしているというところで、どの先生をというところは、中学校の都合もございますのでなかなか要望が出せない状況です。

高橋教育長 できれば違う先生をとということ。

富士川社会教育課長 来年以降はそういった要望をさせていただきたいと思います。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

⑦ 平成30年度湯河原町民レクリエーションの集い(案)について

高橋教育長 次に、⑦ 平成30年度湯河原町民レクリエーションの集い(案)について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料7をお願いします。

(資料に基づいて、平成30年度湯河原町民レクリエーションの集い(案)について 報告)

・平成30年10月7日(日)、湯河原中学校グラウンド

高橋教育長 昨年、初めて湯中グラウンドでやったんですが、最初だったのでいろいろありましたが、それを反省しながら運営したいということです。質疑・感想等はございますか。

小松委員 この間、湯河原中学校の体育祭のとき、学校内は禁煙なので、校門の国道側の歩道にずらっと喫煙者が並んでいて、入るときに「わーっ」という感じでした。どこかに喫煙場所を設けることはできないんでしょうか。

高橋教育長 公道に喫煙場所を設けるのは、難しいですね。エリア内でやっているんだと思うんですけど。

小松委員 場所的に、印象がよくないと思いました。

高橋教育長 海浜公園の駐車場側はだめなんですか。

富士川社会教育課長 町民レクリエーションのときには、海浜公園のトイレの裏側を喫煙場所にさせていただきました。

高橋教育長 町民レクリエーションのときは、あそこを開けますので。中学校は駐車場から入れるようにつくりましたので。

小松委員 ぜひ来年は、中学校の運動会のときも、そのようにしていただけたらと思います。

高橋教育長 それは考えてみてください。町民レクリエーションと同じようにやれば。

早藤委員 恥ずかしい場所にしておいた方がいいですよ。

小松委員 でも、そんなのは関係ないんじゃないですか。

早藤委員 子どもが恥ずかしいと思ったら、親に言いますよ。

高橋教育長 中学校のときは気が付かなかったんですけど。

小松委員 私は少し遅く行きましたので。

高橋教育長 場所を設けてなかったのかな。確かに、中学校は中では吸えないので、場所は設けていなかったのかな。特段、ここで吸いなさいとも言ってなかったと思うんですよ。エリア内ですが、それは学校にも言っておいてください。

貴田委員 先生方で喫煙される方はどうしているんでしょうね。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

(4) その他

- ・「夏季休業中の勤務態様」並びに「教職員の勤務実態改善及び健康維持」等に関する申し入れについて

高橋教育長 次に、(4) その他に入らせていただきます。・「夏季休業中の勤務態様」並びに「教職員の勤務実態改善及び健康維持」等に関する申し入れについて、事務局から説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 資料をお願いします。

(資料に基づいて、「夏季休業中の勤務態様」並びに「教職員の勤務実態改善及び健康維持」等に関する申し入れについて 説明)

高橋教育長 町の教育委員会としては、県の職員に対しては、服務についての関係では事務としてありますので、その辺についても、協議しながら回答していくという形です。

- ・中等教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について

高橋教育長 次に、・中等教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について、事務局から説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 資料をお願いします。

(資料に基づいて、中等教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について 説明)

高橋教育長 皆さん参考にしていただければと思います。

鈴木学校教育課副課長 日程の確認をさせていただきたいと思います。教科書採択の関係で、箱根町の方に足を運んでいただく日程の確認をお願いします。7月12日(木)午後2時からで、午後1時をめぐりにこちらを出発したいと考えております。

また、7月20日(金)ですが、午前10時から、採択地区の協議会を箱根町で行いますので、午前9時ごろ出発して、その後こちらに戻ってきて、採択という流れになります。

ここでご相談させていただきたいんですが、昨年度、湯河原町教育委員会としてのご意見をある程度お話していただいた後に、20日の会議に出ていただいたという経緯がございます。午前10時に向こうに到着するということを考えますと、その日の早い時間なのか、それとも前日とか、別の日をご用意の方がいいのか、ご意見をいただければと思います。

高橋教育長 それは日程調整ですので、あとでお話いたします。

鈴木学校教育課副課長 よろしくお話をいたします。

高橋教育長 この件についてはいかがでしょうか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、その他で委員の皆さんから何かございますか。

早藤委員 観光協会の方から学校教育課長の方にも連絡があったと思いますが、湯かけ祭りのときの件で、湯河原の児童・生徒がお祭りの実施に対して、非常に迷惑をかける行為が今年は非常にひどくて、警察まで呼ぶような事態になってしまったということです。事前に課長を通して、各学校にルールを守るようにと通達してあったにも関わらず、非常に悪かったということです。来年に向けての実施について、再度、すべての児童・生徒にその辺の周知をしていただきたいというのが事務局の方からありましたので、そこをぜひお願いしたいと思います。

高橋教育長 校長会などにもお話をしたんですよ。

菅沼学校教育課長 湯かけ祭りのあった週に校長会もありましたので、そこでお伝えしていたにも関わらず、そういう話になったんです。

早藤委員 警察まで呼んだということです。それはかなりきちんと言わないといけないです。

高橋教育長 その後は、中学校で対応していました。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、いじめ防止基本方針についてです。皆さんにご審議いただきまして、教育委員会案、それから町長部局案ができ上がりました。6月18日の議会の総務文教・福祉常任委員会で改訂案についてご説明しました。今後については、7月にパブリックコメント

を実施する予定でございます。いま予定どおり進んでおりますので、ご報告させていただきます。

それから、すでにお知らせさせていただきましたが、議会での一般質問がございました。教育委員会関係は3件あります。1件目は、部活動の関係、感染症の対策についてということで、中学3年生のインフルエンザ予防接種について、調整できないかというご提案がありました。今後、他市町の状況などを調べた上で、ご検討いただこうかと思っております。

それから、町長への質問でしたが、SDGsに関すること、それから、中学校の給食導入についてのご質問がございました。回答案については、すでに皆さんにお知らせしてありますが、そのような状況でございます。

それでは、本日の秘密会を除く日程は、すべて終了いたしました。恐れ入りますが、傍聴の方のご退席をお願いいたします。

※ 秘密会

案 件

(1) 議決事項

議案第11号 平成30年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

高橋教育長 それでは、秘密会に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第11号 平成30年度要保護・準要保護児童生徒の認定について、事務局から説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第11号をお願いします。

(資料に基づいて、平成30年度要保護・準要保護児童生徒の認定について 説明)

(2) 協議事項

協議第6号 湯河原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

高橋教育長 次に、(2) 協議事項 協議第6号 湯河原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 協議第6号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第6号 湯河原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について 説明)

※ 秘密会終了

次回開催日程

高橋教育長 次回8月ですが、事務局としては、8月23日(木)にいかがでしょうか。その日の午後は、小田原の連合会で講演会があります。それでは、午前9時30分からということで、ご予約をお願いいたします。午後は小田原に行くということです。

以上で、6月定例会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。